

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の  
堅持・拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。少人数学級の必要性は、中学校においても変わらないことから、小学校にとどまることなく実施を進めていくことが必要である。さらに、きめ細やかな指導を行うためには、今後は30人学級の実現が不可欠である。これら「中学校における少人数学級の必要性」や「30人学級の実現」は、改正義務標準法に関わる文部科学大臣の国会答弁の中でも言及されている。

また、今年度から本格導入された小学校高学年における教科担任制は、教材研究の時間の確保や教科数が絞られることによる質の向上等が見込まれ、より教科指導の専門性を持った教員によるきめ細やかな指導を行えるほか、複数の教員による多面的な児童理解を通じた子どもたちの心の安定に資することも期待されている。しかし現状は、全国で小学校約19000校に対して950人分のみの予算化となった。神奈川県では、政令市を除く県内小学校327校に対しては21人の配置にとどまり、学校数に対して絶対的に足りていない。小学校高学年における教科担任制を実効あるものにするためには、現状の配置では十分とは言えない。

これからの未来を担う子どもたちへのきめ細やかな指導と心の安定に資するためにも、教科担任制の配置増などの教職員定数改善が不可欠である。また、その実現に当たっては、必要な財源を国が保障することによって、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要である。

よって、国におかれては、子どもたちに豊かな教育を保障するために、次の事項の実現を図られるよう、強く要望する。

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、30人学級の実現に向けて検討すること。
- 2 専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、複数の教員による多面的な児童理解を通じた子どもたちの心の安定に資するため、教科担任制の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月21日

伊勢原市議会